

4月から 固定資産税にかかる土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

- ◆ 縦覧期間 平成31年4月1日(月)から7月1日(月)まで(土・日・休日を除く)
- ◆ 縦覧時間 9時~17時
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

<縦覧できる方>

平成31年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

<縦覧できる内容>

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

<必要書類>

納税者本人であることを証明できるもの。

※ 運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。また、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問合せください。

(注1) 納税通知書は6月3日(月)に発送予定です。

(注2) 平成31年度の固定資産評価証明、土地・家屋名寄帳等については4月1日(月)からご申請いただけます。例年4月初めの数日間は、窓口が大変混雑し、お待ちいただく時間が長くなっております。お急ぎでなければ、混雑時期を避けてご申請されることをおすすめします。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をお願いいたします。

—都税についてのお知らせ—

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の
納税通知書送付先を変更される方へ～

固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の 送付先変更手続きはお済みですか？



住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書の送付先は変更されません。
登記手続きがお済みでない場合は、以下の送付先変更手続きをお願いいたします。

【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を資産の所在する区にある都税事務所にご提出ください。

【インターネットの場合】

「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続きください。

○ 上記手続きは、23区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。

納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。

〈変更できないもの（例）〉 不動産登記簿上の所有者の住所・氏名、納税通知書の名義人の氏名

○ 海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、資産の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続きにつきましては、東京法務局登記電話相談室（03-5318-0261）にお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

～都内に住所等を有しない方へ～

納税管理人制度をご存知ですか？

納税義務者が都内に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人を定めなければなりません。海外への転勤などにより、長期不在となる場合も含まれます。

納税管理人を定めた場合には、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁に納税管理人申告書を提出してください。

詳しくは、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁にお問い合わせください。

なお、東京23区以外に所在する不動産に関する固定資産税・都市計画税については、各市町村にお問い合わせください。



—都税についてのお知らせ—

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【減免対象】

不燃化特区内において、木造又は軽量鉄骨造の家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物の住宅のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります）

【申請期限】

新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末

【不燃化特区】

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【減免対象】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅を除却した防災上有効な空地として適正に管理されている土地のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

老朽住宅を除却した翌年度から最長5年度分について住宅の敷地並みの税額となるよう、8割減免します。

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（6月30日（土・日・休日の場合は翌開庁日））までに申請してください（毎年申請が必要です）。申請には、区の証明書を添付する必要があります。

減免手続きについては、当該土地が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

区の証明書については、各区役所へお問い合わせください。

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500k以上事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したものの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備 (エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備 (LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備 (小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備 (太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額 (上限 2,000 万円) の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人) 翌事業年度等、(個人) 翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人) 平成33 (2021) 年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人) 平成32 (2020) 年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限 (申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日) までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください!

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・主税局課税係/法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税係/個人課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) 03-5990-5091

東京2020大会期間中は、宿泊税の課税を停止します

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック協議大会の開催に伴い、平成32（2020）年7月1日から同年9月30日までの3か月間の間に行われた宿泊に対する宿泊税の課税を停止します。

【宿泊税の課税停止の概要】

課税停止する期間	平成32（2020）年7月1日から同年9月30日までの3か月間
対象者	都内の旅館・ホテルの全ての宿泊者

※大会期間

オリンピック：平成32（2020）年7月24日～同年8月9日

パラリンピック：平成32（2020）年8月25日～同年9月6日

(参考)

1 宿泊税とは

都内の旅館・ホテルに宿泊する方に課税される法定外目的税で、平成14年10月から実施されています。宿泊税の税収は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられています。

2 宿泊税の仕組み

- 納める方は、都内の旅館・ホテルに宿泊する方
- 納める額は、宿泊数×税率

宿泊料金（1人1泊）	税率
10,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

※宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊には課税されません。

※宿泊料金とは、食事料金などを含まない、いわゆる素泊まりの料金をいいます。

- 納める時期と方法

旅館・ホテルの経営者が宿泊者から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに千代田都税事務所等へ申告して納めます。旅館・ホテルとは、旅館業法第3条第1項の営業許可を「旅館・ホテル営業」で受けたものをいいます。

【問合せ先】

- 千代田都税事務所事業税課個人事業税班（宿泊税担当） 電話 (03)3252-7144（直通）
- 東京都主税局課税部課税指導課個人事業税班（宿泊税担当） 電話 (03)5388-2956（直通）

—都税についてのお知らせ—

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

法人事業税・都民税 地方法人特別税	事業所税 (23区内)	固定資産税(償却資産) (23区内)
電子申告 予定申告 中間申告 確定申告 均等割申告 修正申告 清算確定申告等	電子申告 納付申告 修正申告 免税点以下申告 事業所用家屋貸付等申告	電子申告 償却資産申告
電子申請・届出 法人設立・設置届出 異動届出 延長申請・届出 減免申請 連結承認届出 等	電子申請・届出 事業所等新設・廃止 減免申請 みなし共同事業に関する明細 等	
電子納税 本税 延滞金 加算金 見込納付(確定申告分のみ)	電子納税 本税 延滞金 加算金	



●eLTAXのご利用時間●

【各手続きの受付時間】 平日 8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

●利用手続きについてのお問い合わせ●

【**eLTAX** ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

【**eLTAX** ヘルプデスク】 ^{ハイシヨク}0570-081459（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）
平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

<申告内容や納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理班

●国税の電子申告・電子納税等については、

e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	平成31年4月8日(月)13時～平成31年4月23日(火)23時	
入札期間	平成31(2019)年5月7日(火)13時～ 平成31(2019)年5月9日(木)23時	平成31(2019)年5月7日(火)13時～ 平成31(2019)年5月14日(火)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできるインターネット公売（動産、自動車、不動産等）をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車については、下見会を実施する予定ですので、あわせてご覧ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問い合わせ先	主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-2986）	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。
<メールマガジンのご案内> http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索

登録無料 メールマガジンのご案内

公売情報を
タイムリーに配信しています。

東京都「公売情報」お知らせメール

詳細は主税局HPへ

主税局メールマガ

検索



(お問い合わせ先) 徴収部 徴収指導課 徴収指導班 03-5388-3024

—都税についてのお知らせ—

都税「Web口座振替申込受付サービス」がスタートしました。

平成31年（2019年）4月1日から「Web口座振替申込受付サービス」を開始しました。

パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイト（http://www.tax.metro.tokyo.jp/common/web_kouzafurikae.html）にアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけでお手続きいただけます。

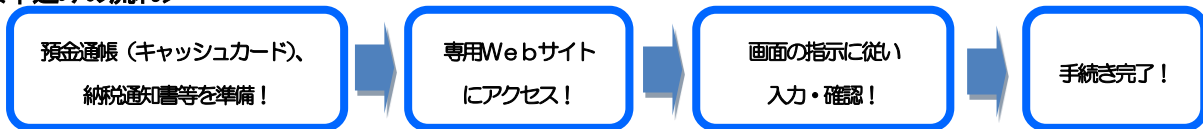


<口座振替をご利用いただける都税>

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)※ 固定資産税(償却資産)※ 個人事業税

※23区内に所在する資産が対象です。なお、随時課税分については口座振替のご利用はできません。

<申込みの流れ>



<申込の際の主なご注意点>

- 振替を希望する月の10日までにお申し込みください。
(納期限が月の第一開庁日の場合は、前月の10日まで)
- 法人名義や事業用の口座など、ご利用できない口座があります。
- 対象金融機関や利用可能時間等、その他のご注意点は専用Webサイトをご確認ください。



詳しくは、**都税 Web口座振替申込受付サービス** **検索**

<その他の口座振替申込み方法>

- ①主税局ホームページから「都税口座振替(自動払込)依頼書(ダウンロード専用依頼書)」をダウンロード・印刷し、必要事項をご記入のうえ、郵送にてお申し込みください。
- ②都の公金を取り扱う銀行等の金融機関及び郵便局の窓口で、都税口座振替依頼書(3枚複写式)に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。その際には、(1)預(貯)金通帳、(2)通帳届出印、(3)納税通知書をご持参ください。
- ③都税口座振替依頼書(ハガキ式)に必要事項をご記入のうえ、ポストに投函してください。
ハガキ式依頼書が必要な場合には、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】主税局徴収部納税推進課 TEL 03-3252-0955

—都税についてのお知らせ—

23区内の都税事務所の所管区域にご注意ください

23区内において、個人事業税、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税の課税事務は9つの都税事務所、事業所税の課税事務は4つの都税事務所で行っています。その他の税に関しましては、お近くの都税事務所等にお問い合わせください。

<所管都税事務所一覧>

所管区域	千代田区	文京区	荒川区	北区	足立区	中央区	江東区	江戸川区	台東区	墨田区	葛飾区	港区	品川区	大田区	新宿区	中野区	杉並区	渋谷区	目黒区	世田谷区	豊島区	板橋区	練馬区
所管都税事務所	個人事業税 法人事業税 地方法人特別税 法人都民税		千代田	荒川		中央		台東		港	品川	新宿		渋谷		豊島							
	事業所税		千代田		中央			港		新宿													

- 個人事業税、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、事業所税に関するお問い合わせや申告・届出等は、一覧の所管都税事務所までお願いします。
 - 住所・主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書等の受付を行います。お問い合わせは所管都税事務所までお願いします。
 - 納税（課税）証明書の発行は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で行います。事務手続上、申告・納付後概ね1～2週間以内に納税証明書を申請される場合は、領収証書の原本（領収印のあるもの）と申告書の控え（受付印のあるもの）の両方をお持ちください。
- * 固定資産税（償却資産）の申告等については、資産の所在する区にある都税事務所までお願いします。